

3 「第3次計画」の評価

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくり

(1) 評価

- ・前回の実態調査^{※5}と比べDV被害者支援制度や相談窓口について「いずれも知らない」と回答した割合が若干減少しました。
- ・前回の実態調査と比べ「どこ（だれ）にも相談したことがない・しなかった」割合は若干減少しました。
- ・デートDVについて学生の認知度では「知っていた」が半数以上いることが分かりました。
- ・DV啓発資料による配布先を拡大することができました。

(2) 課題

- ・制度や相談窓口の認知度は上昇傾向にありますが、依然として低水準であるため、引き続き周知が必要です。
- ・デートDV防止啓発講座について目標値の半数程度の回数しか実施できなかったため、周知方法を検討する必要があります。
- ・関係機関や地域と連携した効果的な周知方法を検討していく必要があります。
- ・加害者更正に関して、国や民間機関から情報収集をし、施策について検討していくことが必要です。

基本目標Ⅱ 信頼できる相談体制の整備

(1) 評価

- ・女性相談センターにおいて相談員向けスーパーバイズ研修や事例検討スーパーバイズ等を実施することで、相談員の育成ができました。
- ・平成26年に男性DV相談窓口を開設することができました。
- ・市町村配偶者暴力相談支援センターを5箇所設置することができました。
- ・法テラスや警察、民間支援団体など相談窓口が増え相談体制が充実してきました。

(2) 課題

- ・市町村配偶者暴力相談支援センターの設置は35市町村中5市町とまだまだ少ないため、市町村に対して配偶者暴力相談支援センター設置の一層の働きかけが必要です。
- ・県の男性のDV相談窓口の件数は少ないですが、相談したい人は潜在的にいると思われるため、相談体制のより一層の充実が必要です。
- ・医療機関等DV発見者からの通報への適切な対応ができる体制整備が必要です。
- ・被害者の二次被害の防止を防ぐため、共通シート等を活用して関係機関で情報共有が図れる体制整備の検討が必要です。
- ・外国人に対する言語や法律、文化の違いによる課題が多いため、施策の強化が必要です。

基本目標Ⅲ 安心・安全な保護環境の整備

(1) 評価

- ・女性相談所や市町村配偶者暴力相談支援センターにおいて、申請書類作成や証明書発行、裁判所等へ同行などの支援を実施することができました。
- ・民間支援団体が運営するシェルター^{※6}の賃料や同行支援に係る費用などを民間支援団体へ補助することができました。

※5 「前回の実態調査」とは、平成26年11月21日～平成26年12月5日に実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」の一部の項目を指す。

※6 配偶者等からの暴力被害者と同伴家族のための緊急避難場所として一時的に提供される施設。

(2) 課題

- ・就職活動や裁判所等への同行支援に伴う、被害者の安全確保が必要です。
- ・母子生活支援施設^{※7}が減少していることや、民間シェルターの設置されていない地域があることから、地域性に配慮した一時保護機能を有する施設の設置を促進していく必要があります。

基本目標 IV 自立支援の体制整備

(1) 評価

- ・女性相談所や市町村配偶者暴力相談支援センターにおいて、申請書類作成や証明書発行、裁判所等への同行などの支援を実施することができました。
- ・被害者が一時保護所等を退所後、地域で安定して生活できるように民間支援団体へ地域定着支援事業を委託することができました。

(2) 課題

- ・暴力による被害から回復するために、被害者の心のケアが必要です。
- ・関係機関の連携による就労相談、能力開発、情報提供等の支援充実が必要です。
- ・住宅、資金面等における市町村の取組強化が必要です。

基本目標 V 被害者支援ネットワークの構築

(1) 評価

- ・女性相談所退所後の自立支援については市町村と、安全確保については警察と連携して対応できました。
- ・必要に応じ、関係団体をネットワーク構成機関に加えるなど、柔軟な対応ができました。
- ・市町村配偶者暴力相談支援センターを設置する際に、連携会議を開催しネットワーク形成を図りました。
- ・民間支援団体に委託している「地域定着支援事業」において、委託先以外の民間支援団体や女性相談所と連携するため連携要領を作成しました。

(2) 課題

- ・県は、市町村に対して配偶者暴力相談支援センターの設置の一層の働きかけや具体的な対策を検討する必要があります。また、市町村配偶者暴力相談支援センター設置に伴い、設置準備の課題解消や相談員の育成など指導的役割が求められます。
- ・市町村の所属間で円滑に支援が行えるよう、市町村機関でのネットワークを設置促進する必要があります。
- ・主に町村において基本計画の策定が進んでいないため、計画策定の支援や配偶者暴力相談支援センターのより一層の設置促進など、DVに係る具体的な対策が必要です。
- ・ネットワーク構成機関において相互協力を図るとともに、市町村や警察への情報提供等による一層の緊密な連携を図る必要があります。
- ・地域住民の見守り体制と県民ボランティアの支援体制等整備の検討が必要です。

※7 支援を必要としている母子世帯を保護し、自立の促進のために生活を支援することを目的とする施設。